

# 韓国知的財産ニュース 2020年2月前期

(No. 408)

発行年月日：2020年2月18日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 発明振興法一部改正法律

### 関係機関の動き

- 2-1 著作権の輸出額 300億ドル達成、著作権ビジョン2030を発表
- 2-2 特許庁、「24時間非対面無人受付システム」の導入推進
- 2-3 技術革新に向けた「特許ビッグデータ活用」の手引きに！
- 2-4 特許庁、2020年から特許ビッグデータを活用したサービス企業の育成を新たに推進
- 2-5 特許庁、人工知能（AI）特許創出のために産業界と議論し合う

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 未登録有名商標の盗用、アイデア奪取行為も産業財産権紛争調停委員会を通じて解決可能
- 3-2 特許庁の特別司法警察、偽物マスクの集中取り締まりに乗り出す
- 3-3 企業の80%、「特許訴訟における強力な証拠確保制度が必要」

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 デザイン3D図面提出でデザイナーからの直接出願が便利になりました！
- 4-2 韓国企業の商標における無断商標先取りのモニタリング、ASEAN地域に拡大

### その他一般

- 5-1 ソウル大学、学校レベルでの企画により「スタートアップ」を育成する

- 5-2 著作権侵害を捜査する「デジタルフォレンジックセンター」、韓国で初めて開所
- 5-3 新型コロナウイルスもインフルエンザのように早く診断できないのか

## 法律、制度関連

### 1-1 発明振興法一部改正法律

電子官報 (2020.2.4)

国会で成立した発明振興法一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2020年2月4日

法律第16938号

#### 改正理由及び主要内容

産業財産権紛争調停委員会の運営を改善するために審議・調停対象を拡大し、委員数の上限を40人から100人に引き上げ、委員会の業務を支援するために韓国知識財産保護院に事務局を置くようにする一方、

知識財産保護に関する支援事業を遂行する韓国知識財産保護院と中央行政機関等の産業財産戦略の樹立及び効率的な研究開発遂行に関する事業を遂行する韓国特許戦略開発院は韓国の知識財産の競争力強化のために重要な役割を遂行しているにもかかわらず、機関設立の法的根拠が不備しており、安定的な事業推進が困難なため、韓国知識財産保護院と韓国特許戦略開発院の設立及び事業範囲を法律に明確に規定するためのものである。

<法制処提供>

## 関係機関の動き

### 2-1 著作権の輸出額 300 億ドル達成、著作権ビジョン 2030 を発表

電子新聞 (2020. 2. 4)

韓国政府は、2030 年までに著作権の輸出額 300 億ドル、貿易黒字の 100 億ドル突破するなど、著作権産業の 8 大成果に対する目標を提示した。

そのために、著作権法の全部改正をはじめとする 4 大戦略目標と 12 大推進課題を盛り込んだ中長期ロードマップ「著作権ビジョン 2030」を推進することにした。

文化体育観光部は韓国著作権委員会、韓国著作権保護院と 2030 年までに著作権分野の成果目標と推進課題を盛り込んだ「著作権ビジョン 2030-文化が経済になる著作権強国」を 2 月 4 日に発表した。著作権に関連する国家レベルの中長期ロードマップは初めてのことである。

著作権ビジョン 2030 は、変化する環境の中で、迅速かつ積極的に対応するために設けられたものである。著作権の輸出額の増加と認識改善にもかかわらず、著作権環境に対する不確実性は高まり、著作権侵害は巧妙化している。

文化体育観光部は、4 大戦略の目標と 12 大推進課題を選定・実行することにより、2030 年には、文化と経済がともに成長する著作権大国を作り上げるという方針を立てた。安定した著作権生態系を構築し、国際影響力を強化する。

4 大戦略の目標は、第四次産業革命時代の著作権基盤の組成、公正で透明な利用・流通環境の造成、著作権侵害対応の強化、韓流の拡散に向けた海外著作権保護の基盤強化である。

12 大推進課題には、著作権法の全部改正、著作権の事業化を管理する専門人材の育成、著作権の流通情報活用に必要な公共基盤の構築を含めた。

サイバー著作権捜査隊を新設し侵害に速やかに対応する一方、人工知能 (AI)、ビッグデータのような未来技術で新しい著作権侵害に備える方針だ。

韓流拡散のために、外交部・法務部などの関連機関と「海外著作権保護協議体」を構成し、海外侵害対応策を設ける。「著作権保護利用権（バウチャー）」支援事業を通じて、中小企業の海外著作権紛争の際に法律サービスを提供する。

4大戦略目標と12大推進課題の目的は、8大成果目標の達成である。8大成果目標には、2030年に青少年の著作権認識度85点達成、国際知的財産指数の著作権分野での世界3位、重要著作権産業の売上高規模240兆ウォンに拡大、著作権委託管理の規模3兆ウォン達成が含まれた。

また、コンテンツの違法複製物の利用率を12%以下に改善、ソフトウェア（SW）の違法複製率20%以下に改善し、著作権輸出300億ドル（約36兆ウォン）突破、著作権の貿易黒字100億ドル（12兆ウォン）突破も達成するという覚悟でさる。

文化体育観光部の長官は「今年は1955年に文化体育観光部出版課が初めて著作権業務を担当して以来、65年目になる年である」とし「韓国の主要著作権産業は2017年基準で売上高164兆ウォンに達しており、国家経済で重要な割合を占めている」と意味を付与した。

また、「しかし、技術環境の変化に能動的に対処し、著作権流通の公正性と透明性を改善すべき課題も出されている」とし「著作権ビジョン2030を通じて、著作権が韓国文化の力となり、経済成長に中核的な役割を果たす著作権大国を作り上げる」と述べた。

## 2-2 特許庁、「24時間非対面無人受付システム」の導入推進

韓国特許庁（2020.2.5）

### 開庁時間が過ぎても、特許書類の提出がしやすくなる

特許庁は、出願人が開庁時間とは関係なく特許書類を簡単に提出できるよう、「24時間非対面無人受付システム」を上半期内に導入し、サービスを提供する計画であると発表した。

これまで出願人は、開庁時間後に特許出願をオンラインではなく書面で提出する場合には、特許庁（または特許庁ソウル事務所）の当直者と対面し提出しなけりばならなかつた。

そのため、夜間に受け付けられる書類の受付時間の管理が難しく、当直者が提出締め切

りの過ぎた書類を受け付ける事例が発生しているため、対面業務で生じる非効率を減らして出願人の利便性を向上させるべきだという意見が提起された。

特許庁は、これから無人受付システムを運営しながら、締め切りが迫った書類を当直者に書面提出するとき発生しうる誤解や非正常的な受付を先行的に防止する一方、オンライン障害が発生したり、オンラインシステムが利用できない環境にいる出願人に 365 日 24 時間の特許書類書面提出サービスを提供し、行政の透明性と効率性を高める計画である。

特許庁は、この無人受付システムを特許庁本庁とソウル事務所民願室（行政サービスや苦情相談窓口）2 カ所に設置し、高齢者などのシステムの使い方に慣れていない出願人が不便を感じないように、無人受付システムの受付手続きを最大限に簡素化して運営するという方針である。

特許庁長は、「非対面無人受付システムの導入により、特許書類提出が簡単になり不合理発生リスクを事前に防止できる」とし、「国民の目線に立って、公正で信頼できる特許庁になるように最善を尽くしていく」と述べた。

一方、今回の改善は、特許庁が公正社会に対する国民の期待に応え清廉文化を組織文化として定着させるために、年初に発表した「2020 清廉度向上総合対策」の一環として推進するものである。

### 2-3 技術革新に向けた「特許ビッグデータ活用」の手引きに！

韓国特許庁（2020. 2. 13）

#### 「技術・物品分類」と「特許分類」間の連携表提供

日々新しい技術が押し寄せる昨今、必要な情報を見つけることは容易ではない。数多くの技術情報を効果的に管理するために、目的と性格に合わせて国家科学技術（2,898 個）、産業技術（654 個）、品目コード（HSK コード、12,232 個）などで個別分類し、運用している。

- ・（国家科学技術標準分類）科学技術に関する情報・人材・研究開発事業などの管理目的で使用される科学技術情報通信部の R&D 分類体系（科学技術基本法第 27 条）
- ・（産業技術分類表）産業技術革新事業の企画・評価・管理目的で使用される産業通商資源部の R&D 分類体系（産業技術革新事業の共通運営要領第 16 条）

- ・ (HSK、Harmonized System of Korea) 国際貿易に使用される、世界税関機構の国際統一商品分類 (HS コード) を韓国の実情に合わせて細分化した関税庁品目の分類体系

そのなかで、特許分類 (IPC、International Patent Classification) は最も細分化され 7 万以上の分類コードで構成しており、国際的に統一されて厳密に管理している。特許分類は研究者が膨大な特許ビッグデータに簡単にアクセスして、効果的な研究開発が行われるようにする手引きとなっている。

しかし、技術革新のための研究開発 (R&D) 段階で各部処が管理するさまざまな分類体系と特許分類間の基準と特性が異なるため、それらの分類体系に対応する特許ビッグデータの提供に限界があったのも確かである。

そのため特許庁は、政府を挙げて推進している素材・部品・設備に関連する技術革新対策の一環として、特許分類と他の分類間の連携表を作成し、特許庁のウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) に公開すると発表した。

- ・ (連携表) 国家科学技術-特許分類連携表、産業技術-特許分類連携表、産物品目-特許分類連携表

今回の連携表に基づき、相異なる分類体系間のつながりが構築され、特許ビッグデータ活用の土台になった点で大きな意味がある。

連携表をベースにして、特許中心の技術・品目・産業間の総合的分類体系が構築され、連携表が提供する特許ビッグデータを分析し、中核の素材・部品・設備に対する韓国企業の R&D 投資戦略策定などを支援することができる。

また、国家 R&D の開始段階から最終段階まで連携表が提供する特許情報を補助指標として使用すれば、重複投資の分野および不足技術分野などを確認でき、それによる国家 R&D の効率的な管理および企画に役立てると予想できる。

特許庁の特許審査企画局長は「全世界的に毎年 300 万件以上の特許が出願されており、蓄積された特許文書は 1 億件を超えている」とし「特許中心の連携表は、企業や政府が特許ビッグデータを活用するための有用な手段になると期待している」と述べた。

## 2-4 特許庁、2020年から特許ビッグデータを活用したサービス企業の育成を新たに推進

韓国特許庁（2020.2.13）

中小・ベンチャー企業の10社を選定、ビジネスモデル開発およびパイロットサービス発売を支援

特許庁は、民間企業が特許ビッグデータ（※）を活用し、さまざまなサービス商品を発売できるよう、「2020年度IP情報サービス（※※）ベンチャー企業育成事業」を新たに推進すると発表した。

※特許ビッグデータ：約4億3,000万件の世界中の企業・研究所などの技術開発動向、産業・市場動向などが集約された技術情報の宝庫

※※IP情報サービス：IP情報（特許ビッグデータ）を集約的に生産、加工、管理、流通および活用して知的財産の価値を増大させる、すべての産業を意味する（知的財産管理・検索ソリューション、オンライン知的財産取引システムなど）

特許ビッグデータが競合他社の特許を回避したり、重要な技術ノウハウの手がかりを見つけて研究の方向を提示することで、R&Dの成功率を高め、期間も短縮できる手段として注目を集めており、主要国は、特許ビッグデータを活用したIPサービスの市場が大きく発達（※）している。

一方、韓国国内のIPサービス市場は、出願書の翻訳などの断片的なサービス中心で、市場規模も約1兆ウォン程度で競争力が不足している状況である。（※※）

※特許ビッグデータサービスの市場規模（2017）：米国（9兆8,000億ウォン）、日本（2兆4,000ウォン）

※※出典：2018年の知的財産サービス産業実態調査、知識財産サービス協会

そのため、政府は韓国IPサービス産業の競争力を強化するため、特許ビッグデータを活用したサービス研究開発（※）事業に乗り出した。

※（サービス研究開発）新サービスの開発、サービス伝達体系の改善など、サービス産業の発展に向けた創造的な活動を意味する

新たなサービス商品を発売しようとする中小・ベンチャー企業が支援対象として選ばれ

れば、IP・IT・市場専門家（協力機関）の支援を受けて、ビジネスモデルやパイロットサービスの開発の支援を受けることになる。

2020年には約8ヵ月間、計11億ウォンの予算（10課題）を投入し、今後の成果を分析してから事業規模を徐々に拡大していく予定である。

※事業運営の手続き：支援対象と協力機関の選定（3月）→ビジネスモデルの開発（4～9月）→拡大戦略の策定（11月）→成果分析（12月）

特許庁の産業財産政策局長は、「特許ビッグデータは、情動的資産価値が非常に高い分野であるが、これまで海外グローバルサービス企業に比べて、韓国のサービス企業の競争力が不足しており、IPサービス産業の発展に限界があったのが現実である」とし、「これから当事業を通じて、韓国国内のIPサービス企業が新しいビジネスを創出し、グローバル企業として成長できるように最大限支援していく」と述べた。

事業参加を希望する企業は、特許庁のウェブサイト（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）や韓国特許情報院のウェブサイト（[www.kipi.or.kr](http://www.kipi.or.kr)）から詳細情報を確認することができ、募集期間は2月13日から2月27日までである。

※事業申請に関するお問い合わせ：韓国特許情報院IP情報拡散室（+82-2-6915-1426、1577）

## 2-5 特許庁、人工知能（AI）特許創出のために産業界と議論し合う

韓国特許庁（2020.2.13）

### AI分野におけるIP協議体の発足式および第1回産業界懇談会を開催

韓国特許庁は、韓国国内のAI分野の大手企業、中小企業、スタートアップおよび政府出資研究所とともにAI分野におけるIP協議体の発足式および第1回懇談会を2月13日（木曜）午後2時、特許庁ソウル事務所で開催すると発表した。

「AI分野におけるIP協議体」は、韓国内外のAI産業動向に関する情報を共有し、現場の声を特許審査政策に反映するために、韓国国内でAI特許を多数出願している15の企業を中心に構成された。



ここ9年間（2010～2018）、AI中核技術（※）分野の特許出願動向を見てみると、IP5（日本、米国、欧州、中国、韓国、）のAI中核技術分野における特許出願は、年平均40%以上増加している。

※ AI中核技術：人工知能学習モデル、人工神経回路網の設計、人工知能チップ（Chip）などを実現するAI技術（特許分類コード：G06N）

特に中国は、中国政府の積極的な支援に支えられ、年平均58%という最も大きい増加幅を見せており、2017年からは年間出願件数が米国を追い抜いたと把握している。

韓国の出願は、2015年を起点に平均54.3%の高い増加率を見せており、出願件数としては2016年から日本とヨーロッパの件数を超えている。2018年の年間出願件数（2,506件）は、中国（11,640件）、米国（6,279件）に次いで世界3位を維持している。

・添付1：「主要国別のAI中核技術分野における特許出願件数」を参照

ただし、ここ10年間のAI中核技術分野での出願人上位ランキングを見ると、米国は上位10位以内にIBM、グーグル、マイクロソフトなどの企業が全て入っているのに対し、韓国は主に学界と研究所からの出願が多いという違いがあり、市場性の側面からのアプローチがより必要であると思われる。

・添付2：「韓国と米国のAI中核技術における出願人上位ランキング」参照

国家間AI技術力の競争から遅れをとらないためには特許権の確保が重要であり、特にAIの中核技術分野の特許を先に確保するために、韓国内のAI関連産業界の努力が切実に要求されている状況である。

このような国内外の環境のなかで、韓国企業は韓国および海外主要国での特許取得のための情報不足により困難を経験していた。

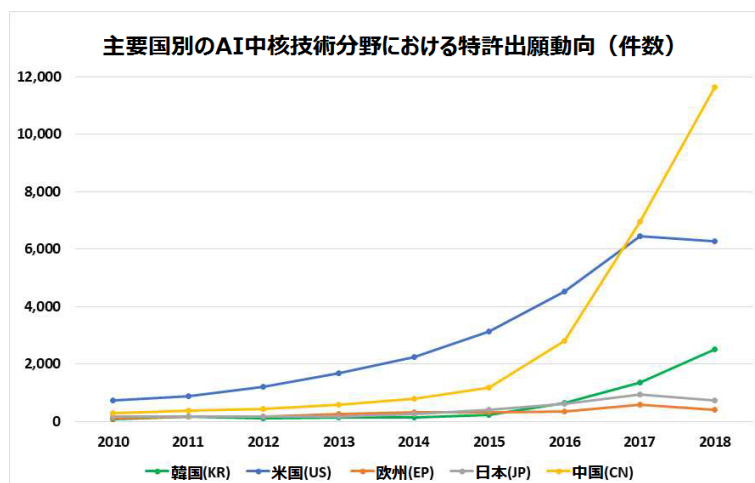
当日、特許庁は「IP5 AI特許動向」および「IP5の特許性の判断基準と比較事例」などを発表し、2020年末までに制定する「韓国AI特許審査実務ガイド」の推進方向について企業からさまざまな意見を聴取する予定である。

また、今回発足する AI 分野における IP 協議体を通じて、特許庁は IP5 の AI 特許動向などを継続的に産業界と共有し、大手・中小企業および研究機関との有機的な協力により、AI 産業育成を積極的に支援していくことにした。

特許庁次長は「特許庁は AI など第四次産業革命の技術の変化に適時に対応できるよう、2019 年 11 月に人工知能ビッグデータ審査課を含む融合複合技術審査局を新設した」とし、「これから IP 協議体を中心にした積極的なコミュニケーションを行い、企業の苦情を解決し、世界市場をリードできる AI 関連特許を創出するように支援を強化していく」と述べた。

[添付 1] 主要国別の AI 中核技術 (G06N) 分野における特許出願件数

ここ 9 年間、主要国別の AI 中核技術 (G06N) 分野の特許出願件数 (年度別出願件数、未公開件数は除く)



	韓国(KR)	米国(US)	欧州(EP)	日本(JP)	中国(CN)
2018	2,506	6,279	394	716	11,640
2017	1,367	6,457	588	948	6,941
2016	641	4,520	357	612	2,795
2015	217	3,140	306	406	1,165
2014	142	2,240	302	245	792
2013	125	1,684	254	161	588
2012	116	1,210	173	165	419
2011	154	877	172	159	377
2010	78	725	116	158	300

※調査 DB : 特許庁検索 DB

※調査方法 : CPC G06N が主分類または副分類で分類された特許出願件数 (未公開は除く)

[添付 2] 韓国と米国の AI 中核技術における出願人上位ランキング

ここ 9 年間、韓国と米国の AI 中核技術 (G06N) の出願人上位ランキング (累積出願件数、未公開件数は除く)

順位	韓国国内での特許出願 (2010～2018年出願件数)		米国国内での特許出願 (2010～2018年出願件数)	
	出願人	出願件数	出願人	出願件数
1	サムスン電子	417	IBM	2,026
2	韓国電子通信研究院	251	Microsoft	681
3	韓国科学技術院	146	Google	474
4	ソウル大学	92	Intel	345
5	グーグル	92	Samsung Electronics(KR)	315
6	クアルコム	85	NEC(JP)	307
7	延世大学	63	Facebook	271
8	高麗大学	59	QUALCOMM	249
9	浦項工科大学	52	Cisco	186
10	漢陽大学	51	FUJITSU(JP)	159

※調査 DB：特許庁検索 DB

※調査方法：CPC G06N が主分類または副分類で分類された特許出願件数 (未公開は除く)

### 模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 未登録有名商標の盗用、アイデア奪取行為も産業財産権紛争調停委員会を通じて解決可能

韓国特許庁 (2020. 2. 3)

特許庁は、産業財産権の紛争調停対象を経営上の営業秘密、不正競争防止法上の不正競争行為まで拡大するなど、産業財産権紛争調停制度を改善する発明振興法の改定法が 2 月 4 日に公布されると発表した。

1995 年から運営してきた産業財産権紛争調停委員会は、特許、実用新案、商標、デザインのような産業財産権と職務発明、技術上の営業秘密に関する紛争を迅速かつ経済的に解決してきた (※)。産業財産権紛争調停制度は、申請費用が無料で、3 カ月以内に手続

きが完了されることと徹底した秘密保証という長所のため多数の企業が産業財産権紛争を解決するために活用してきた。

※ここ4年間で年平均約50件処理、調停成立率34%を達成

このような長所にもかかわらず、特許権、実用新案権、商標権、デザイン権、職務発明、営業秘密（技術上の情報）の紛争で調停対象が限定されており、未登録有名商標の盗用行為、商品形態、模倣行為、アイデアなど不正競争行為と顧客リストのような経営上の営業秘密侵害に関する紛争は紛争調停委員会による解決が不可能だった。また、現在の調停委員プールが40人に制限されており、技術分野別の紛争解決が困難であった。

今回公布した法律が施行されると、既存の紛争調停対象に「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」に規定された不正競争行為と経営上の営業秘密の侵害に関しても調停が可能になる。そして産業財産権紛争調停委員会の調停委員プールが最大100人まで拡大され、3名の調停委員で調停部を構成して調停業務を遂行していたのを、1名または2名の調停委員でも構成することができるようになり、紛争調停業務をより効率的に行えるようになった。

その他、調停委員会の迅速かつ公正な調停のために事実確認の権限が付与され、韓国知識財産保護院に事務局を置ける法的根拠を設け調停委員会の安定的な運営が可能となった。

今回公布された発明振興法の改定法律は、下位法令の委任による施行令の改定などを考慮し、公布後6カ月が経過した2020年8月5日に施行される予定である。

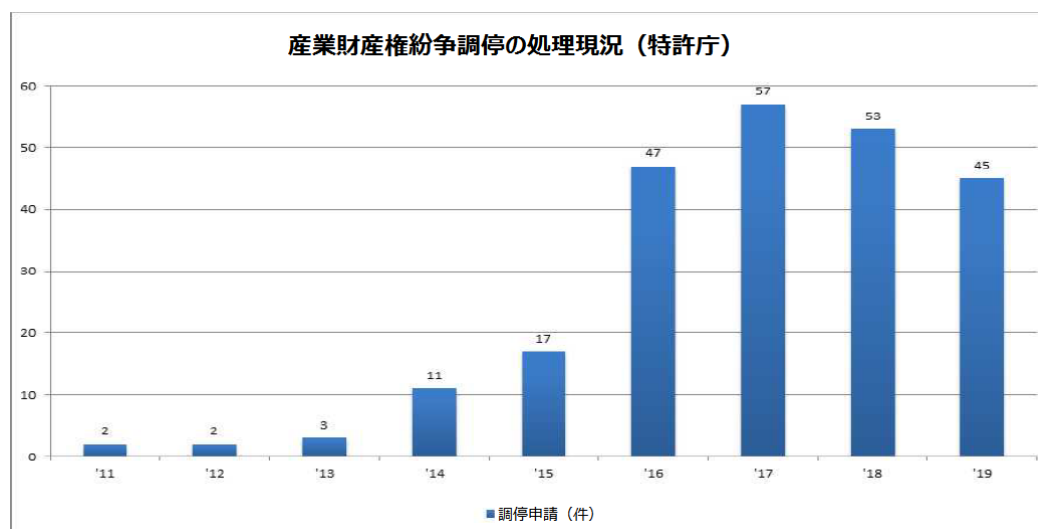
特許庁の産業財産保護協力局長は「今回、発明振興法の改定法が公布されることにより、産業財産権紛争調停委員会が活性化し、紛争で苦勞している国民が無償で紛争を解決できる機会がより拡大することを期待している」と述べた。

産業財産権紛争調停の申請は、所定の申込書（ウェブページ [www.koipa.re.kr/adr](http://www.koipa.re.kr/adr)）を作成し、紛争調停委員会（[ip.adr@korea.kr](mailto:ip.adr@korea.kr)）に提出すればよい。より詳細な案内と支援に関しては韓国知識財産保護院が運営している産業財産権紛争調停委員会の事務局（+82-1670-9779、ウェブページ [www.koipa.re.kr/adr](http://www.koipa.re.kr/adr)）から確認できる。

「産業財産権紛争調停制度の改定事項」

	改定前	改定後
調停対象	○ 産業財産権 - 特許、実用新案、商標、デザイン ○ 職務発明 ○ 技術上の営業秘密	○ 産業財産権 - 特許、実用新案、商標、デザイン ○ 職務発明 ○ 営業秘密 ○ 不正競争防止法第2条第1号による不正競争行為
調停委員プール	○ 40人	○ 100人
調停部	○ 3名で構成	○ 1～3名で構成
その他		○ 事実確認の権限付与 ○ 事務局の法的根拠の策定

「年度別、調停申請の件数」



「産業財産権紛争調停の権利別の統計（1995～2019年）」

特許権	実用新案権	商標	デザイン	職務発明	営業秘密	総計
87件	38件	128件	49件	27件	8件	337件

国民の健康と安全を脅かす知的財産権侵害へ積極的に対応

特許庁は、2月10日から新型コロナウイルス感染症が落ち着くまでマスク、手指消毒剤、体温計などの感染予防用品に対する不正競争行為および商標権侵害を集中的に取り締まる計画であると発表した。

新型コロナウイルスの事態によりマスク、手指消毒剤の品薄の状態が続いており、このような現状に便乗して偽造商品や虚偽表示などで暴利や不当利得を得ようとする動きが尋常ではないという判断からの措置である。

集中取り締まりの内容は、マスクや手消毒剤に品質・性能などを誤認させる内容を表示する行為、有名なブランドの体温計やマスクおよび手指消毒剤の商標を盗用してその製品を生産・販売する行為、特許やデザインなど知的財産権を登録していない製品にその権利を持っているように表示して販売する行為などである。

上記のような不正競争行為は、行政調査と是正勧告の対象となるだけでなく、刑事処罰もできるため3年以下の懲役や3,000万ウォン以下の罰金に処されることがあり、商標権侵害に該当する場合には、7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処されることができる。

特許庁は、今回の取り締まりおよび調査過程で違反行為を摘発した場合には、法と原則に基づいて厳重に法執行に乗り出すことを明らかにした。

また特許庁は、違反行為の監視を強化するために、同期間の中に特別申告センターを運営することにした。マスク、手消毒剤、体温計などの感染予防用品の商標権侵害や不正競争行為が疑われる場合は申告センター(+82-2-2183-5837、5837@koipa.re.kr)に通報すればよい。

特許庁の産業財産調査課長は「新型コロナウイルスという非常事態に関連して、偽造マスク、手指消毒剤などにより国民の健康と安全が脅かされないようモニタリングを持続的に行い、取り締まりを強化していく計画である」と述べた。

### 3-3 企業の80%、「特許訴訟における強力な証拠確保制度が必要」

韓国特許庁(2020.2.13)

韓国の企業は、特許侵害訴訟での証拠確保において多くの困難を経験しており、より強力な証拠確保制度を要求していることが分かった。

韓国特許庁は、2020年1月に企業、弁護士、弁理士などを対象に、ここ5年間の特許侵害訴訟のための証拠収集確保手続きの利用経験と制度改善策に対する意見を調査(※)した。

※(調査期間)2020年1月6日～31日、(対象)企業160社、弁護士38名、弁理士24名の回答(訴訟経験、訴訟代理または支援経験のある企業50社、弁護士20名、弁理士17名)、(調査題名)特許侵害訴訟における証拠収集の実態調査

その結果、企業の88%は、特許侵害訴訟を提起するための証拠収集に困難を感じていると回答(※)した。最も大きな理由は、侵害行為が相手の工場など被害者が確認しにくい場所で行われているため、把握できないということだった。その他の理由としては、侵害物品に対する具体的な分析や損害額に関する証拠の確保、営業秘密による証拠収集への難しさを挙げている。

※企業の88%(50社のうち44社)、弁護士100%(20名のうち20名)、弁理士94%(17名のなかで16名)が回答

また、訴えを提起した後の裁判過程でも証拠の確保が厳しく、企業の80%(※)は、現制度より強化された証拠確保の手続きが必要であると回答し、弁護士の90%以上が制度強化の必要性に同意した。

※企業80%(50社のうち40社)、弁護士90%(20名のうち18名)が回答

具体的な改善策としては、現行制度をより実効性のある制度に改善することが最も重要(企業、弁護士全員100%)だと回答した。新たな制度の導入方法について、企業は第三者の専門家による証拠調査制度の導入(43%)が最も必要だと答えたが、弁護士は訴訟中の資料および資料リストの交換制度の導入(67%)を望んでいることが明らかとなった。

特許訴訟において営業秘密に当たる証拠を誰まで閲覧可能にするかの質問（※）については、企業は「法院と法院が指定する専門家」まで閲覧を許可すべきという意見が多い一方、弁護士は「相手の代理人」も閲覧範囲に含むという意見が多数であった。

※現在、特許法 132 条によると、法院が営業秘密の閲覧可能な範囲または閲覧可能な者を指定できる。

一方、企業の過半数は現行の民事訴訟法と特許法の証拠確保制度（※）にあまり詳しくないと回答し、特許侵害の事実を立証し、損害賠償を受けるための証拠確保制度に対する認知度や利用率が低いことが分かった。

※文書目録提出命令、資料提出命令、具体的行為態様の提示義務、秘密保持命令など

特許庁の産業財産保護政策課長は「故意的特許侵害に対する 3 倍賠償制度が導入され、侵害事実と損害額立証の重要性がより高まる」とし、「今回の調査結果に基づいて、低コスト・高効率の証拠確保策を設けるために、各界の意見を取りまとめていく」と述べた。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 デザイン 3D 図面提出でデザイナーからの直接出願が便利になりました！

韓国特許庁（2020. 2. 5）

ここ 10 年間デザイン 3D 図面の出願増加率が大幅に上昇

特許庁は、3D 図面提出方式によるデザイン出願増加率を分析した結果、ここ 10 年間で 22.3%と最も高い割合であると発表した。

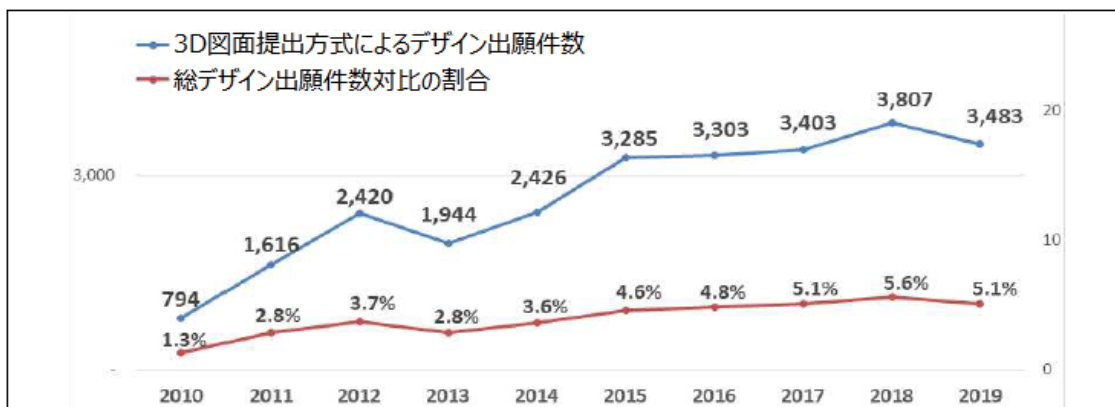
これは、同期間でのデザイン総出願件数の増加率である 1.6%よりも 20.7%も高い数値である。

3D 図面提出方式（※）によるデザイン出願は、韓国で 2010 年に世界で初めて開始され、出願件数は 794 件を皮切りに 2019 年 3,483 件で、これまで徐々に増加傾向を見せていることが分かった。



※現在、欧州連合知的財産庁（EUIPO）でも 3D 図面提出方式を許可している（2015 年 9 月 28 日から施行）

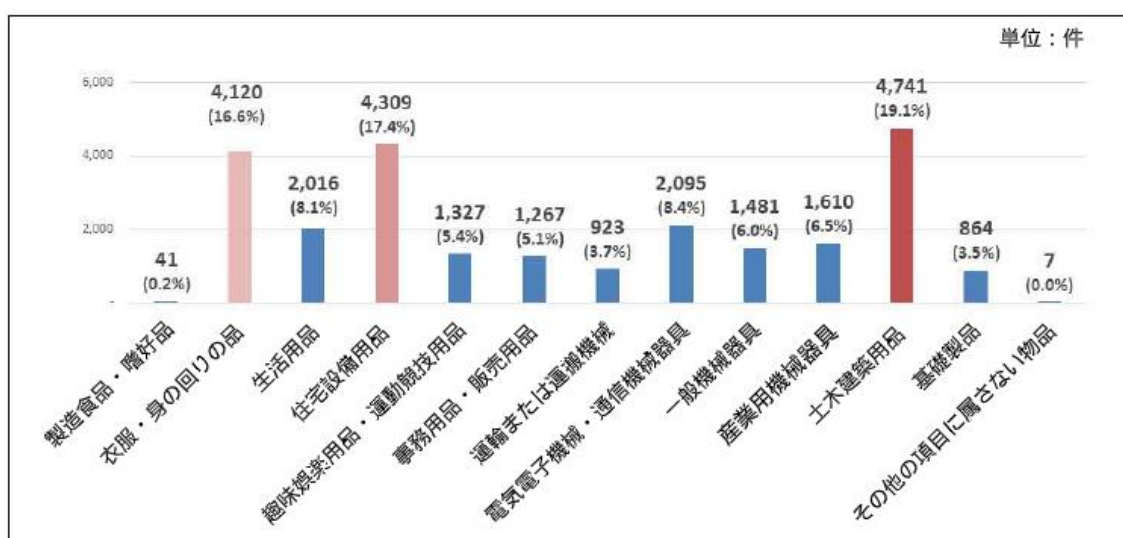
「ここ 10 年間 3 図面提出方式によるデザイン出願件数および総出願件数割合の推移」



3D 図面提出方式による出願は、デザイナーの直接出願を容易にするため、代理人選任にかかる時間とコストが削減でき出願人に便利である上に、審査官は複雑な形状も簡単に理解でき、効率的な審査を可能にする利点がある。

デザイン物品類別に 10 年間の出願件数を見ると、土木建築用品が 4,741 件（19.1%）で最も多く、住宅設備用品 4,309 件（17.4%）、衣服と身の回り品 4,120 件（16.6%）の順になっている。

「ここ 10 年間 3D 図面提出方式によるデザイン出願件数の物品類別のシェア」

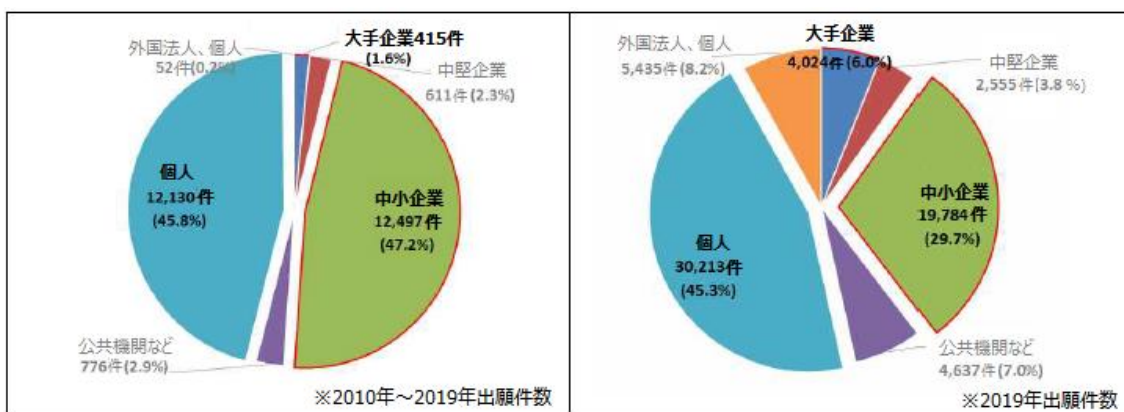


出願人の類型別に出願件数を見ると、中小企業が1万2,497件（47.2%）で最も多く、個人は1万2,130件（45.8%）、公共機関・政府などが776件（2.9%）、中堅企業661件（2.3%）、大手企業415件（1.6%）の順になっている。

2019年の総出願件数と比較すると、3D図面提出方式による出願の割合が大手企業は3.8倍低い一方、中小企業は1.6倍高く、中小・ベンチャー企業で3D図面提出方式を相対的に好んでいると思われる。

「3D図面提出方式による出願件数の出願人類型別のシェア」

「総出願件数の出願人類型別のシェア」



一方、毎年 WIPO（世界知的所有権機関）で開かれる標準委員会（CWS）では、韓国の 3D 図面提出方式によるデザイン出願制度の経験を中心に 3D 図面の提出モデルに対する国際標準化方式を議論しており、韓国の先進 3D 図面提出方式は、海外でも国際的に認められる段階に至っていることが分かる。

特許庁のデザイン審査政策課長は「3D 図面提出方式によるデザイン出願件数がここ 10 年間、全体的に増加しており、最近になって安定傾向を見せていることから当出願制度の定着が成功していると思われる」とし、「これからも中小企業・個人など国民の立場から考えて、有用で実際に必要なデザイン制度を発掘して成長させることに注力する」と述べた。

中国、ベトナムに続き、タイへと調査対象国家を拡大

韓国のフライドチキンのフランチャイズであるネネチキンは、最近海外での K フードの人気を追い風に

シンガポールに初店舗をオープンするなど、海外進出の拡大を準備していたところ、韓国知識財産保護院から他人が既に類似商標をベトナムに出願しているという情報と、対応策に関する情報を聞いた。それにより同会社は、現地の特許法律代理人を選任してベトナムに商標出願書を提出した上に、無断先取り出願に対する異議申立書を提出することで、積極的に対応することができた。

特許庁は、韓国企業の商標を海外で無断先取りする行為に対応するため、「海外での無断先取り疑い商標の情報調査」を中国やベトナムに続き、タイにまで拡大すると発表した。

「海外での無断先取り疑い商標の情報調査」は、韓国企業の商標に対する無断先取りの有無を把握し、該当企業に通報することで、優先権の主張、異議申立などを利用して早期対応できるように支援する事業である。

2015 年から中国を対象にしてモニタリングを施行しており、2019 年のベトナムに次いで、2020 年にはタイなど ASEAN 主要国へ対象地域を拡大する計画である。

無断先取りモニタリングの結果を見ると、中国では 2019 年の 1 年間に商標を多数先取りしている者 (※)

により韓国企業 176 社、計 738 件の商標が無断先取りの疑いがあることが明らかになった。

※現地で韓国企業の商標を 3 件以上の無断先取りしている者




先取り商標はネパ ()、モノクロム () など衣類、人形メーカーなどの被害が把握され、先取り商標の言語種類を見ると英文が 517 件で最も多く、ハングル 163 件、中文の 5 件の順になっている。

業種別では、フランチャイズが 130 件 (17.6%)、食品が 117 件 (15.9%)、化粧品が 58 件 (7.9%)、衣類が 31 件 (4.2%) で調査され、フランチャイズや食品業種の被害が目立っていることが分かった。

そのため特許庁は、中国内で最も被害が大きいフランチャイズ業種を対象に、「中国内で韓国企業の商標を多数先取りしている者に対する深層分析報告書」を発刊し、韓国企業自ら商標先取りへの対応戦略を確立できるように支援した。

※IP-NAVi (www.ip-navi.or.kr) - 紛争情報 - 海外無断先取り疑い商標現況 - マイブランドの保護 - 関連資料で確認

ベトナムでは 2019 年の 1 年間に商標を多量に先取りしている者により、韓国企業 33 社の計 66 件の商標が無断で先取りされていることが把握され、言語は英文が計 51 件で大半を占めており、ハングルは 15 件であった。

先取りされた商標は、ネネチキン ()、ハンセム () のような食品、フランチャイズが被害を受けており、既に現地の商標として登録されているトムアンドトムズ () は、第 3 者により類似商標が出願公告されたことが把握され、ベトナムサッカー代表の韓国人監督の人気に便乗した名前を商標として使用した事例もあった。

業種別では、食品 (18 件、27.3%) が最も多く、その次に化粧品 (11 件、16.7%)、フランチャイズ (4 件、6.1%)、電気・電子 (2 件、3.0%) などの順で発見された。

特許庁からの調査結果と、優先権主張、異議申立てなどの対応策を案内された企業は、異議申立書を提出したり、商標権を現地に出願するなどの措置を取っていることが確認された。

2020 年には、K-ブランドの需要が急増しているタイ (※) やベトナムを対象に、先取り疑い商標の情報調査を隔月に実施し、韓国企業に商標先取りの疑い事実を速やかに伝達し、早期対応できるよう支援する計画である。

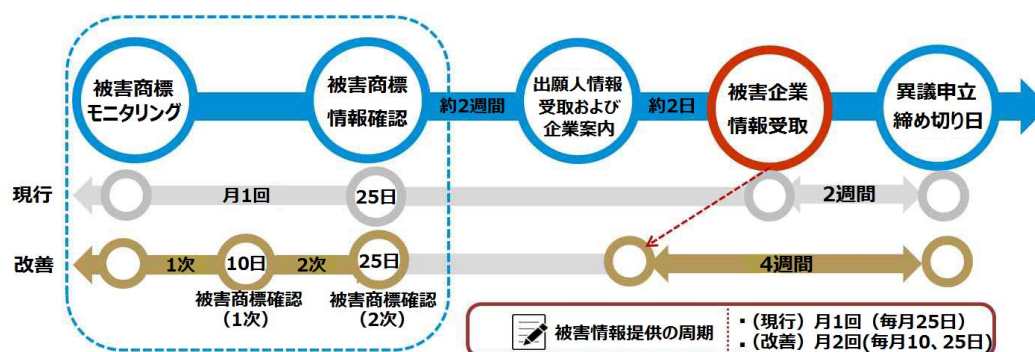
※タイの対韓国化粧品輸入は、ここ 5 年間年平均 32.8%増加 「2019、タイ進出戦略、KOTRA」

※※タイへの輸出額：(2016)：64億8,000ドル→(2017)：74億7,000ドル→(2018)：85億ドル「韓国統計庁」

一方、2020年から中国内の先取り商標の情報調査における情報提供回数を従来の月1回から月2回に拡大する予定である。

それにより、被害企業が商標の先取り事実を迅速に認識することができ、異議申立など企業が適時に対応するための準備期間を従来の2倍である4週間まで延長できるよう支援する。

[中国の商標先取りに対する早期警報体系周期の変更]



特許庁の産業財産保護支援課長は「最近、韓国企業の商標を多数先取りしている商標ブローカーの活動が中国だけでなく、ベトナム、タイなど ASEAN 国家でも発生している」とし、「韓国企業が海外に進出する前に、必ず現地での出願を先行する必要がある、もし、商標の先取り被害が発生した場合には政府の支援事業を通じて積極的に対応する必要がある」と述べた。

また、「特許庁が支援している国際知財権紛争への対応戦略、共同対応協議体のような連携事業を通じて商標先取りによる被害を最小化できるよう支援する計画である」と述べた。

海外での商標先取り被害相談および支援事業のご案内などに関する詳細事項は、海外 K-ブランド侵害申告センター ([www.ip-navi.or.kr/kbrand/kbrand.navi](http://www.ip-navi.or.kr/kbrand/kbrand.navi))、韓国知識財産保護院海外戦略チーム (+82-2-2183-5896) にお問い合わせすればよい。

## その他一般

### 5-1 ソウル大学、学校レベルでの企画により「スタートアップ」を育成する

電子新聞 (2020. 2. 2)

韓国のソウル大学が学校レベルでスタートアップを直接企画し、学内の創業を支援する「企画創業」を導入する。ソウル大学は技術移転の可能性がある「戦略特許」を選定し、海外出願費用と知的財産権 (IP) 侵害対応にも責任を持つなど、創業・産学協力の支援体系を大幅に強化する。

ソウル大学は 2020 年から学内の創業活性化のために「企画創業」と「戦略特許」への支援政策を施行すると 2 月 2 日に発表した。

ソウル大学が導入した企画創業は、教授レベルではなく、学校が先立ってスタートアップ創業を支援するという概念である。ソウル大学産学協力団内の弁理士は、教授が保有している技術と特許を検討し優秀な技術を選別する。その後、教授との議論を経て企画創業を推進する。技術力のある教授は、最高技術責任者 (CTO) の役割を務める。学校が投資誘致、最高経営責任者 (CEO) のスカウトなど、残りのスタートアップの構成を担当する。

ソウル大学は企画創業政策により教授の創業が活発になると予測している。これまで大学教授は、創業しても講義と研究を並行しながら、投資、技術、税務などの会社設立の運営全般に対する責任を持たなければならなかった。

ソウル大学の産学協力団長は「研究と教育に集中してきた教授が自ら創業するのは、大きな勇気とチャレンジ精神が要するため、そう簡単なことではない」とし「学校が投資家や CEO などスタートアップ設立過程を支援すれば教授の創業へのハードルが低くなると思う」と期待感を表明した。

ソウル大学は技術移転により産・学の協力・交流を拡大し、創業基盤を整えるために「戦略特許」支援制度も実施する。戦略特許は海外でも需要が高いと予想される特許を発掘し集中管理することである。従来は教授が海外に特許を出願したくても維持費用と管理問題のため諦めてしまい、良質の技術が死蔵されることが多かった。

ソウル大学は選定された戦略特許の海外維持費用を支援する。同大学はその前に主要特許に分類された約 10 件の技術を基に戦略特許を発掘、選定する計画である。ソウル大学

の教授が保有している特許が海外で権利を侵害された場合、大学が訴訟を提起する案も検討する。教授の IP を徹底して保護するためである。

そのため、ソウル大学は最近、校内の「知的財産戦略部」を「知的財産戦略本部」に昇格させた。グローバル通信企業出身である米国弁護士が知的財産戦略本部長に選任された。

産学協力団長は「特許件数が重要ではなく、海外にも移転できる『スマート』な戦略特許の発掘が重要である」とし、「実際の事業化と技術移転につながる特許を集中的に発掘し管理する方針である」と述べた。

ソウル大学の動きは、産業との接点を増やさなければならないという危機感が反映されたものと解釈できる。技術移転の実績は、大学の研究能力と技術実用性を判断する指標である。授業料の値上げ凍結などで財政確保が厳しい大学の立場では、技術移転の収入料で財源も確保することができる。

ソウル大学はこれまでの技術移転と創業にそれほど重点を置かなかった。韓国内で1位という大学の評判に比べて実績が良くなかった。「大学アリミ (大学の公示情報を提供する政府機関のウェブサイト)」に公示された「技術移転収入料と契約実績」によると、2018年のソウル大学の技術移転収入料は42億2,688万ウォンで国民大学(57億8,477万ウォン)、成均館大学(50億1,551万ウォン)に次いで3位だった。2018年のソウル大学の教員創業者数は21名で、全体の教員(2,200人)のうち1%にも満たなかった。

## 5-2 著作権侵害を捜査する「デジタルフォレンジックセンター」、韓国で初めて開所 電子新聞 (2020. 2. 12)

著作権侵害を捜査する「デジタルフォレンジックセンター」、韓国で初めて開所

著作権保護院、巧妙化する犯罪に対応  
不正コピーなどの侵害の証拠を見つける  
ワークステーションなどの最新設備の拡充  
オブザーバールームを設置し、運営の透明性向上

デジタルコンテンツの著作権侵害を捜査するための「デジタルフォレンジックセンター」が韓国で初めて開所した。巧妙化する著作権侵害に効果的に対応し、韓国国内の著作権産業のレベルを一段階引き上げられると期待している。

韓国著作権保護院は2月12日、ソウル上岩洞にある本院9階で、デジタルフォレンジックセンター（以下、センター）の開所式を開催し、運営を開始した。効率的な著作権捜査に向けたセンターの構築方策研究（2018年）を皮切りに、約2年間の努力が実を結んだのである。

デジタルフォレンジックは、PCや携帯電話などの各種記憶媒体、インターネット上のデジタル情報を分析し、犯罪の手がかりを見つける捜査手法である。著作権分野では、不正コピーなどにより著作権者の権利を侵害したかについて証拠を採証する過程を意味する。

韓国著作権保護院は、既存のデジタルフォレンジックチームが運営していた証拠分析室をセンターに拡大改編し、デジタルフォレンジック能力を一段階向上させた。

センターは、効果的にオンライン上の不正コピーとウェブに対応するため、ワークステーション、モバイルフォレンジックツールなど、最新設備と分析ソフトウェアを拡充した。オンラインサイトだけでなく、押収した多量のハードディスク、携帯電話などを同時に分析できるようになった。

設備だけではない。センターは業務手続き、分析方法などに対する公信力を確保するため、それに関する国際規格である「ISO / IEC17025」認証の獲得を推進する。センターの運営レベルを国際的なレベルに高度化させるという方針である。

オブザーバーが、デジタルフォレンジックの全過程を参観することができる、オブザーバーラームを設置し、手続きの透明性と信頼性を高めたことも変わった点である。

2019年基準で韓国内のコンテンツの不正コピー利用率は22.2%である。デジタルコンテンツが増加し、技術が発達すればするほど、著作権侵害も巧妙化・大規模化していく。海外流通コンテンツの不正コピーの現況は規模の把握すら難しい。

韓国の文化体育観光部は、2月上旬に発表した「著作権ビジョン2030」で、2030年までのコンテンツの不正コピーの利用率を12%に下げると発表した。センターは文化体育観



光部の特別司法警察官（特司警）との緊密な協力を通じて、目標達成に協力する予定である。

韓国著作権保護院長は「著作権デジタルフォレンジックセンターの構築により、保護院の犯罪情報収集と分析能力を向上させることができるようになった」とし、「著作権侵害犯罪への捜査対応を強化し、大規模の著作権侵害を根絶することを希望している」と述べた。

開所式には、韓国著作権保護院長をはじめとする、文化体育観光部の著作権保護課長、大検察庁のデジタル捜査課長、警察庁のデジタルフォレンジックセンター長、特許庁の産業財産調査課長、高麗大学の情報保護大学院長などの関係機関の関係者が参加した。

### 5-3 新型コロナウイルスおよびインフルエンザ診断技術の特許出願現況

韓国特許庁（2020.2.13）

新型コロナウイルスもインフルエンザのように早く診断できないのか

2020年2月7日から新型コロナウイルス（2019-nCoV）感染症の診断に、新しい「リアルタイムPCR（ポリメラーゼ連鎖反応）法」を適用し、従来24時間だった診断時間より短い6時間で新型コロナウイルスが診断できるようになった。この「リアルタイムPCR法」は、新型コロナウイルスで特異的に発現する遺伝子を検出し、感染有無を速やかに診断することができる。新型コロナウイルスは、風邪の主要病原体で頻繁に変異が発生し、重症急性呼吸器症候群（SARS、サーズ）および中東呼吸器症候群（MERS、マーズ）などの疾患を引き起こす。

※出典：疾病管理本部のプレスリリース「2月4日配布、『新型コロナウイルス診断試薬の緊急使用承認』」

韓国特許庁によると、ここ20年間（2000～2019年）にヒト感染の可能性がある新型コロナウイルスの診断技術は、計64件（内国人56件）が出願されたことが分かった。[添付1]

2002年に初めて報告されたサーズコロナウイルス（SARS-CoV）関連の診断技術は、計19件（内国人16件）が出願された。また、2012年の初報告の後、2015年に韓国に伝播されたマーズコロナウイルス（MERS-CoV）に関する診断技術の出願は計33件で、韓国でマ

ーズが流行した以後、大幅に増加したおり、大半が韓国人の出願（30件）で、韓国で多数発症したことと関連性があると把握される。

現在、新型コロナウイルスの特異的診断に関する出願はないが、マーズが流行した時と同様に、今後の出願増加が予想できる。

新型コロナウイルスの診断技術は、抗原抗体反応を利用する診断技術（所要時間30分前後）とリアルタイムPCR法を利用する診断技術（所要時間6時間前後）に分類され、それぞれ32件（内国人25件）および33件（内国人31件）が出願されたことが分かった。

[添付2]

サーズに対する抗原抗体反応による診断技術とPCR診断技術は、それぞれ7件（内国人5件）と12件（内国人11件）が出願され、マーズに対する抗原抗体反応による診断技術とPCR診断技術は、それぞれ23件（内国人20件）と10件（内国人）出願されたことが分かった。

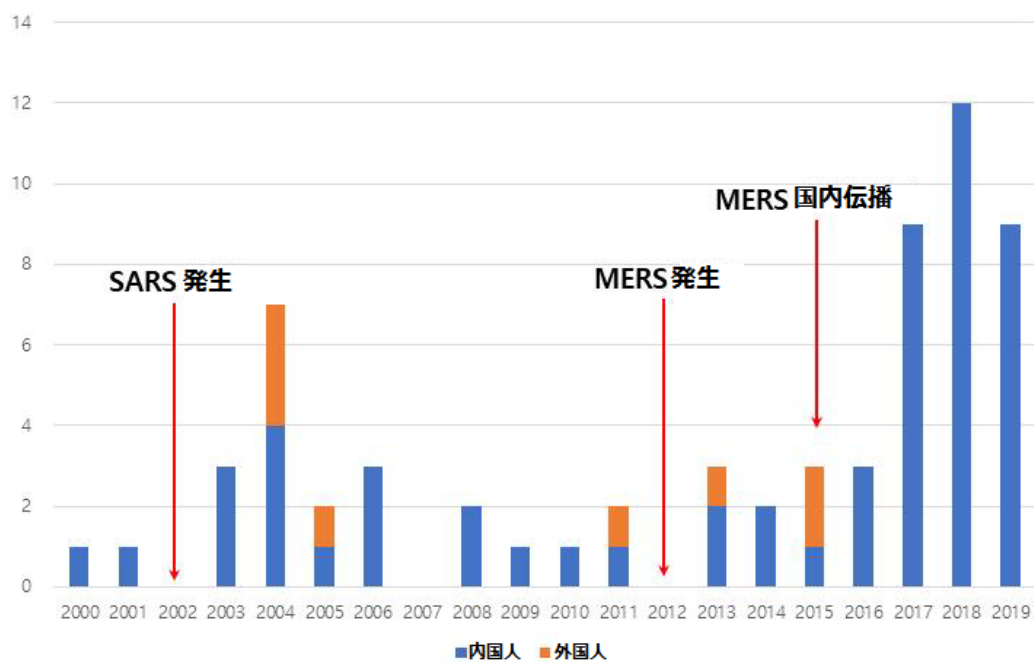
一方、インフルエンザウイルス診断技術は、ここ20年間計200件（内国人38件）が出願されたことが分かった。 [添付3]

インフルエンザウイルスの抗原抗体反応による診断技術とPCR診断技術は、それぞれ132件（内国人76件）と88件（内国人76件）が出願され、より迅速な診断が可能な抗原抗体反応による診断技術分野の出願が優勢であると判断できる。

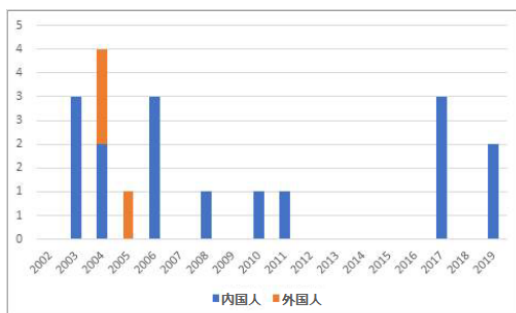
インフルエンザは、タミフルなどの治療薬が開発されており、抗原抗体反応を利用した迅速な診断と治療がほぼ同時に行われることができるという点と関連していると思われる。

特許庁のバイオ・ヘルスケア審査課長は、「新型コロナウイルス感染症もインフルエンザと同様に抗原抗体反応を利用した迅速な診断技術とともに、多種のウイルスを同時に診断するマルチプレックス（multiplex）PCR法を利用した診断技術についても研究開発および出願が活発になると予想される」とし、「これから人に致命的なウイルスの変種による感染症が多くなると予想しているため、それに備えて積極的な研究開発と投資を行わなければならない」と強調した。

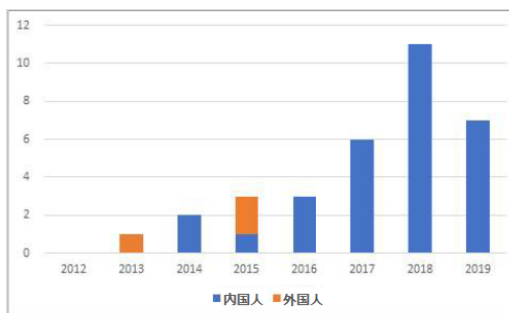
[添付 1]



【最近20年のコロナウイルス診断関連の全体出願】

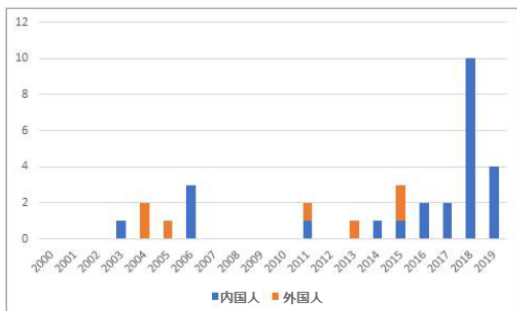


【SARS-CoV診断関連出願】

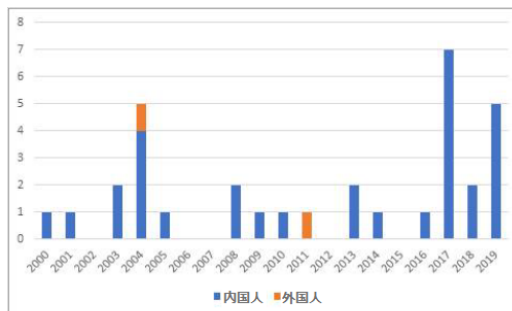


【MERS-CoV診断関連出願】

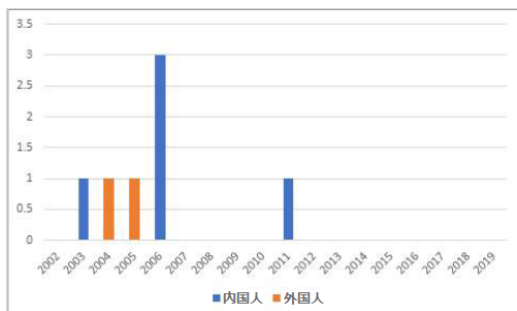
[添付 2]



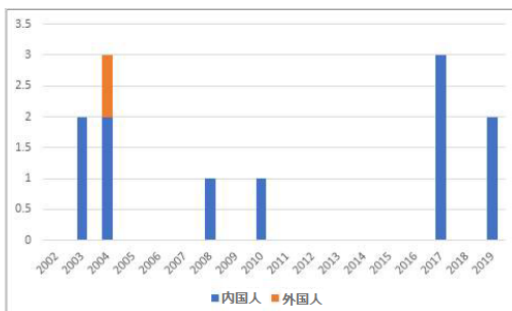
【コロナウイルス全体の抗原抗体診断関連出願】



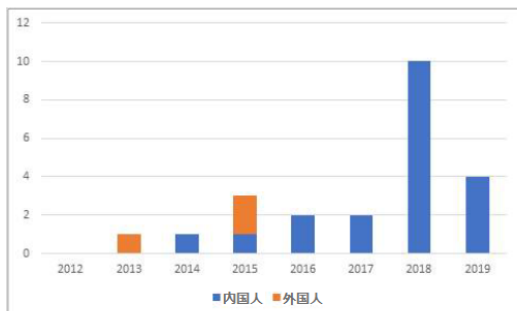
【コロナウイルス全体のPCR診断関連出願】



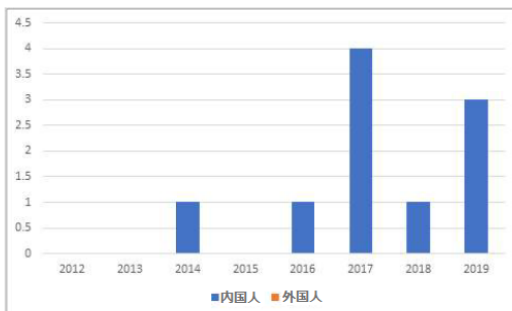
【SARS-CoV抗原抗体反応診断の関連出願】



【SARS-CoV PCR診断の関連出願】

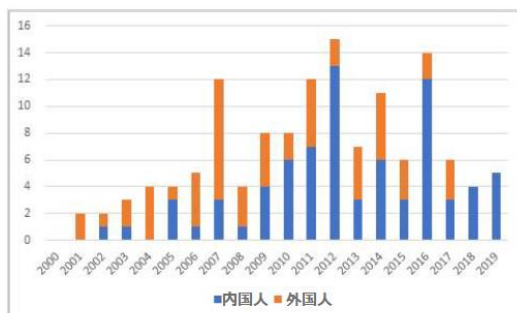
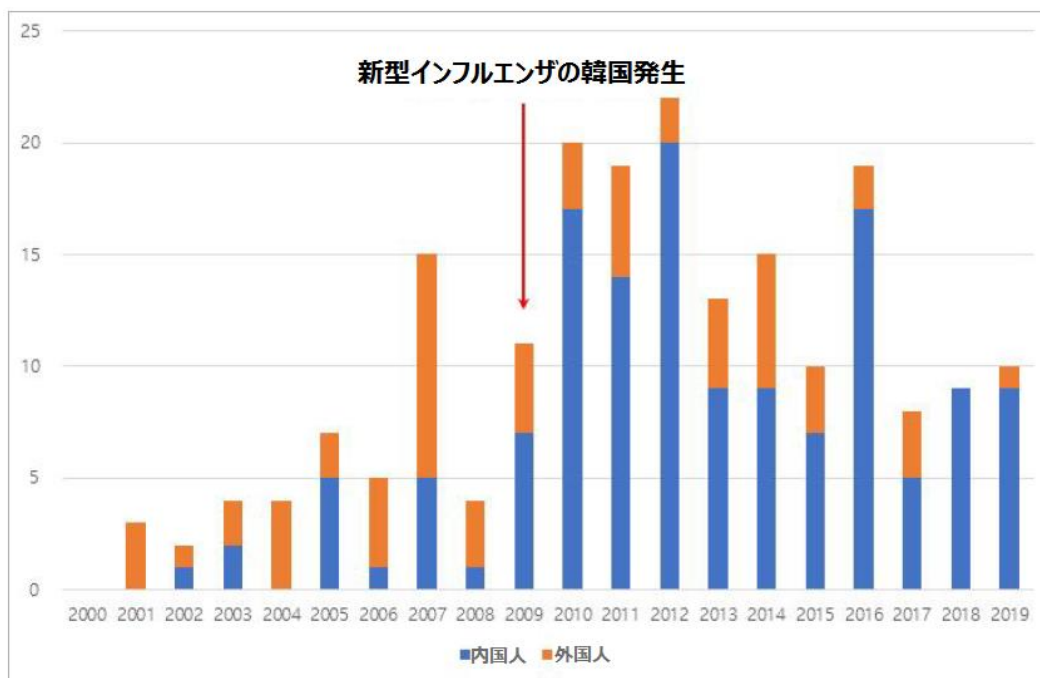


【MERS-CoV抗原抗体反応診断の関連出願】

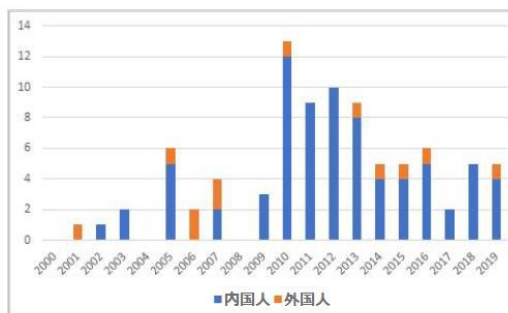


【MERS-CoV PCR診断の関連出願】

[添付 3]



【インフルエンザウイルス抗原抗体反応診断の関連出願】



【インフルエンザウイルスPCR診断の関連出願】

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム